

反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人再エネ 100 宣言 RE Action 協議会は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当な行為、要求に対し、組織全体で対応するとともに、役職員の安全を確保します。また、反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に際し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

3. 有事における法的措置

反社会的勢力による不当な行為、要求に対しては、断固として拒絶し、必要に応じて法的措置を講じます。

以上

一般社団法人再エネ 100 宣言 RE Action 協議会

2024 年 6 月 20 日制定